



## 「海産物を買って」の電話勧誘にご注意！の巻



### 見守りポイント

- ◎電話勧誘は強引なものばかりではありません。人の親切心につけ込み、情に訴えてくるものもあり、あの手この手を使って勧誘してくることを伝えましょう。
- ◎人助けになるなら、と1回だけ買うつもりで返事をすると、また電話がかかってきて勧誘されます。不要なものはきっぱり断るよう伝えましょう。

### 対処方法

- ◆電話で勧誘されて商品が届いた場合は、8日間クーリング・オフができます。
- ◆冷凍の宅配便で送られてきた食品の保管や管理は大変です。クーリング・オフの通知を出せるよう業者名や住所を控えたら、受取を拒否しましょう。
- ◆勧誘の電話が多く困っている人には、留守番電話機能を設定したり、防犯機能のついた電話機に交換するなどの方法があります。

### 岩出市役所（消費生活相談窓口）

〒649-6292  
岩出市西野209番地

TEL: 0736-61-6966

平日 8:45~17:30  
第1・3火曜日 13:00~16:00

※詳細は、市ウェブサイトや広報紙でご確認ください。

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319  
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ  
和歌山ビッグ愛8F

TEL: 073-433-1551

平日 9:00~17:00  
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)  
(祝日・年末年始を除く)